

令和8年度 紙おむつ代助成の利用について

紙おむつ等の持ち込みができない病院(介護保険適用施設は除く)、または施設(有料老人ホーム等)等に入院・入所している方に対しておむつ代助成をいたします。

○対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者(40～64歳)で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護4・5の方
- ②要介護1～3で、かつ認知症のある方
- ③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方
- ④身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ⑤愛の手帳の度数が1・2度の方



≪荒川区ホームページ≫

※介護保険施設に入所している方(特別養護老人ホームに入所中の方で一時的に入院している場合も含む)、生活保護を受給している方、及び「荒川区重度心身障害者(児)紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方を除く

※第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当した場合のみ対象

○助成内容

ご本人の住民税課税状況により以下を利用限度額(月額)として助成します。(限度額のうち1割が自己負担)

非課税の方 …月額 7,800円 (公費負担 7,020円/自己負担 780円)

課税の方 …月額 3,900円 (公費負担 3,150円/自己負担 390円)

【1カ月のおむつ代が月額に満たない場合】実際にお支払いしたおむつ代の1割が自己負担額となります。

※対象となる品目:おむつカバー、フラットタイプ型・はくパンツタイプ型
テープ止めタイプ型、パットタイプ型、防水シート(使い捨て可)

○助成方法

請求月に、「おむつ代請求のお知らせ」を送付いたします。届きましたら、前4カ月分についての請求手続きを行ってください。請求対象すべての月の領収書がそろい次第、お手続きください。

請求月	請求対象	支給予定
8月	4・5・6・7月分	9月
12月	8・9・10・11月分	1月
4月	12・1・2・3月分	5月

【請求手続きに必要なもの】

①「おむつ代請求のお知らせ」 ② 領収書 ③ 印鑑 の3点をご持参ください。

領収書は入院・入所先の病院や施設の領収書のみを支払対象とします。(ドラッグストアなど病院・施設外での購入は対象外)院内売店の領収書をお持ち込みの方は、入院(医療)の領収書もご持参ください。

○変更手続

利用者の状況に変更があった際、まずは必ず、お電話にてご連絡ください。

荒川区役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係 【2階⑤番窓口】

☎ 03(3802)3111 内線 **2675**



退院・施設退所しました
(在宅に戻りました)

お
む
つ
券
助
成
へ

おむつ購入券助成に変更します

届出月の前月分まで遡及して変更可能です

【例】8月から在宅に戻った場合

9月中のご連絡で、8月分から購入券での助成に切り替えが可能です。

転院・転所しました

お
む
つ
代

引き続きおむつ代(現金)助成致します。

転院先での状況に応じて、おむつ券での助成に切り替えも可能です。

必ず、転院の連絡をお願いします。

介護老人保健施設に入所しました
(介護医療院)

停
止
(再
開)

介護老人保健施設に入所期間中は、おむつ券の助成は停止となります。
(ご退所の際も、必ずご連絡ください。)

- ・ 特別養護老人ホームに入所しました
- ・ 区外転出・死亡しました
- ・ 生活保護を受給開始しました

廃
止

おむつ券の助成は廃止となります。

書類を親族宅(別居)や施設に送付してほしい

送
付
先
変
更

希望する送付先をご連絡ください。

住民税、非課税(課税)となりました

助
成
額
変
更

助成額を変更します。

ご連絡いただかないと変更になりません。

(4-9月分)は、令和7年度の課税状況、

(10-3月分)は、令和8年度の課税状況で助成額を決定。